

仙台市外国人材受入費用補助金交付要綱

(令和 6 年 5 月 3 1 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内介護サービス事業者における技能実習制度、特定技能制度及び E P A (経済連携協定) の活用を促進し、多様な人材の確保を図ることを目的として、外国人材を受入れる者が外国人材の受入に係る経費を支出した場合に、市が予算の範囲内において、補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則 (昭和 5 5 年仙台市規則第 3 0 号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第 1 0 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第 1 0 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 介護サービス事業 介護保険法に規定するサービスのうち、次のア～エを除いた事業をいう。
 - ア 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
 - イ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
 - ウ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入
 - エ 住宅改修・介護予防住宅改修
- (4) 技能実習生 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (平成 2 8 年法律第 8 9 号。以下「技能実習法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により技能実習計画の認定を受け、来日した技能実習を受ける者をいう。
- (5) 特定技能外国人材 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件 (平成 3 1 年法務省告示第 6 5 号) 第 1 条第 1 号で定める介護分野に係る活動を行う特定技能をもって介護に従事する者をいう。
- (6) E P A 外国人材 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国 との間の協定」又は「平成 2 4 年 4 月 1 8 日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する外国人材をいう。
- (7) 受入調整機関等 外国人技能実習機構から認定された監理団体、出入国在留管理局に登録された登録支援機関、公益財団法人国際人材協力機構又は公益財団法人国際厚生事業団をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内において介護サービス事業を行っている法人であること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第2号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、交付対象者が外国人材の受入れを行うための事業とし、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 他の制度による補助を受けていないこと
- (2) 外国人材は、交付対象者が運営する事業所において当該事業年度内に勤務を開始すること

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、別表に掲げる区分に応じた補助対象経費とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を含まない。
- 3 実施事業者が申請年度ごとに申請できる補助対象外国人材の人数は、一会計年度につき一法人あたり2名を上限とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とする。ただし、外国人材1人あたり一会計年度につき25万円を上限とする。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市外国人材受入費用補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請が到達してからすみやかに、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額を確定するものとし、規則第6条の規定による決定及び補助金の額の通知は、仙台市外国人材受入費用補助金交付決定兼確定通知書(様式第2-1号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請を行った者に対し、仙台市外国人材受入費用補助金不交付決定書(様式第2-2号)により、その旨及び理由を通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の申し込みにあたり、当該事業の実施により最大限の効果をもたらすべき必要最低限の経費とするよう留意すること。
- (2) 関係法令、規則、及びこの要綱を遵守すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市外国人材受入費用補助金交付申請取下書(様式第3号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、第10条第1項の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から実施する。

附 則（令和7年3月24日改正）

この改正は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第 7 条関係）

区分	補助対象経費
技能実習生	監理団体等に支払った次に掲げる経費 (1) 技能実習計画の作成及び提出に要する経費 (2) 入国に要する経費（大使館等への書類の郵送料等を含む。） (3) 入国前の日本語研修及び介護実技研修に要する経費（食糧費を除く。） (4) 在留資格の申請に要する経費（収入印紙代及び入国管理局へのこれらの申請の取次ぎに要する経費を含む。） (5) 入国後の講習に要する経費（入国後の講習時の生活手当を除く。） (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
特定技能外国人材	登録支援機関等に支払った次に掲げる経費 (1) 初期費用 (2) 紹介手数料 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
E P A 外国人材	国際厚生事業団又は日本語研修機関に支払った次に掲げる経費 (1) 求人申込手数料 (2) あっせん手数料 (3) 介護導入研修に係る費用 (4) 日本語研修の一部負担金 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費